平成２６年（フ）第５８号
新潟県新発田市岡屋敷604番地１
破産者　杉本　幸男
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１５３号
静岡県磐田市池田206番地７
破産者　宇田　利光
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
京都市右京区嵯峨二尊院門前善光寺山町15番地２
破産者　長府　義人
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地20―501
破産者　織田　恵輝
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
和歌山県田辺市中辺路町北郡250番地
破産者　田中　　均
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１１３号
広島県呉市海岸３丁目15番16―601号
破産者　松田　茂男
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６７号
山口県岩国市尾津町２丁目11番４号
破産者　川田由起子
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１８０号
香川県高松市中山町797番地４
破産者　鵜川　春江（旧姓黒木）
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７７号
高知市大津乙2383番地４
破産者　山崎　　浩
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６８号
高知市丸池町１番１―29号メルヴェーユ東棟夏Ｃ―201号、開始決定時の住所高知市桟橋通３丁目25番１―503号
破産者　吉田　　宏
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９号
高知県高岡郡四万十町琴平町９番28号
破産者　芳川　演之
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第５２号
宮崎県都城市東町３街区９号
破産者　近藤　秀子
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２９６号
鹿児島県鹿児島市真砂町52番20号　第６九測ビル204号
破産者　湊　　憲宏
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２３７号
埼玉県川口市南前川２丁目22番20号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市南前川２丁目22番19号
破産者　金子　英明
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
千葉県木更津市幸町３丁目８番16号　ファーストハイツ203号
破産者　鈴木日出男
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１５８号
名古屋市西区中小田井４丁目182番地　山喜荘１号、従前の住所名古屋市南区大磯通４丁目８番地の２　六合マンション大磯403号
破産者　石田　　勉
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０号
名古屋市天白区八幡山337番地　林田ビル406、従前の住所岐阜県可児市桜ケ丘６丁目119番地
破産者　柘植　健二
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２２号
札幌市東区伏古３条４丁目２番８―506号
破産者　木村　孝之
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３７号
札幌市東区北43条東16丁目４番14―401号
破産者　岡野　真宏
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部